

通 報

各 位

大ト協 第44号
令和5年5月

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川 才助

令和5年度 後方視野確認支援装置等導入促進にかかる助成について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では交通事故防止に効果がある後方視野確認支援装置（バックアイカメラ）および側方視野確認支援装置（サイドビューカメラ）について、導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 募集期間

令和5年4月3日（月）～ 令和6年2月29日（木）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成金額

①後方および側方視野確認支援装置（一体型の導入・モニターとカメラの同時導入）

1台あたり支援装置の本体購入価格の1/2、最大4万円

（消費税・取付工賃等は助成対象外）

②モニター単体機器（後方・側方）、カメラ単体機器（後方・側方）

1台あたり単体機器の本体購入価格の1/2、最大1万円

（消費税・取付工賃等は助成対象外）

※①装置と②の機器を両方導入した場合は、車両1台あたり最大5万円まで

3. 上限台数

1事業者あたりの上限台数は、①と②の合計で車両15台とする。

※年度内に同一車両の複数回申請は不可とする。

	後方・側方 視野確認支援装置	モニター単体(後方・側方) カメラ単体(後方・側方)	備考
車両1台 あたり	・一体型の導入 ・モニター、カメラの同時導入 (いずれか1装置まで 助成額上限4万円まで)	・単体機器導入 (いずれか1機器まで 助成額上限1万円まで)	側方カメラの取付位置は左右どちらでも助成可とする。但し、側方カメラを左右両方取り付けた場合は、1機器限りの助成とする。

※既存の装置に追加購入や、故障による単体機器の入れ替え購入についても助成対象となります。

4. 助成対象装置

(公社)全日本トラック協会の定める装置

別紙 令和5年度助成対象装置一覧をご覧ください。(追加・変更等は随時ホームページにて更新します)

5. 助成条件 (すべてに該当する必要があります)

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両(大阪・和泉・なにわ・堺)に取り付ける場合であること。(自家用車、軽自動車を除く)
- 国の補助金が交付された(申請を行う)装置については重複助成いたしません。
- 賃貸借・中古品等は助成いたしません。
- 令和5年4月1日以降、装着・支払いをした装置を助成対象とします。
- **新車の場合は登録日が令和5年4月1日以降のもの。**

6. 必要書類

- ① 令和5年度 後方視野確認支援装置等導入促進助成金交付申請書(兼 誓約書)(様式1)
- ② 後方視野確認支援装置等導入助成金申請内訳書 兼 装置等装着証明書(様式2)
- ③ 請求書の写し(※新車導入に装着の場合は車両見積書の写し、機器をリース・割賦契約の場合は機器見積書の写し)

※必ず購入装置の型式・税抜き本体価格(工賃を除く)が明示されたもの。
※**領収書と金額が一致すること。**(請求書が複数にわたる場合は領収額と合致するよう、全ての写しを添付して下さい。)

※別紙助成対象装置一覧で「モニター単体」又は「カメラ単体」と記載のある機種については、両方の型式が指定されているため、同時導入の場合は両方の型式を記載して下さい。

- ④ 領収書の写し（振込明細書等でも可）またはリース契約書等の写し
・購入の場合は領収書の写し等

領収日が令和5年4月1日以降のもの。（手形の場合は手形決済日が、令和6年3月末までのもの、領収書の余白に手形決済日（支払期日）をご記載して下さい。）

- ・リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し
割賦販売契約書・リース契約書で、契約日・契約期間・車両番号等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しもご提出ください。

※通帳のコピーは不可

※振込明細書等については振込先・振込元・振込日・振込額が確認できるもの。（助成申請に係る該当箇所以外は黒塗り可）

- ⑤ 装着車両の【自動車検査証記録事項の写し】
※申請時に有効期限内のものを必ず添付して下さい。

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、**必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。**

※記入を訂正する際、当該箇所を二重線で消してください。

なお、金額訂正は不可となりますので、書き間違えた際は新しい用紙を使用してください。

※見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書、自動車検査証記録事項のそれぞれの写しは申請する助成事業ごとすべてに添付してください。

7. 注意事項

- 助成申請は、装置の装着完了後およびお支払い完了後（リース契約・割賦契約の場合は契約完了後）となります。（助成金の枠取りはいたしません）
- 助成申請は申請書類に不備・不足がない状態で、当協会にて受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で当協会に書類が届いていない場合（郵送中、終了後に持参等）や終了時点でお預かりしている書類に不足・不備がある場合は助成できません。
- 装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とします。

申請先【郵送先】ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 業務部 宛

お問合せ電話番号 (06) 6965-4036